

「福岡県自動車税（種別割）一括納税者納付取扱要領の制定について」の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>福岡県自動車税_____一括納税者納付取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、福岡県で課税される多数の自動車を所有する納税者の納税事務の簡素化及び軽減により、<u>自動車税</u>_____の収納手続の円滑な事務処理を図るため、福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか一括納付手続の取扱いに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 <u>自動車税</u>_____の一括納付を行うことのできる納税者は、課税対象自動車を100台以上所有する者及びこれに準ずる者で税務課長が特に認めたものとする。</p> <p>（申込手続き）</p> <p>第3条 前条の納税者のうち一括納付を行おうとする納税者（以下「一括納税者」という。）は、福岡県<u>自動車税</u>_____一括納</p>	<p>福岡県<u>自動車税種別割</u>一括納税者納付取扱要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、福岡県で課税される多数の自動車を所有する納税者の納税事務の簡素化及び軽減により、<u>自動車税種別割</u>の収納手続の円滑な事務処理を図るため、福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか一括納付手続の取扱いに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 <u>自動車税種別割</u>の一括納付を行うことのできる納税者は、課税対象自動車を100台以上所有する者及びこれに準ずる者で税務課長が特に認めたものとする。</p> <p>（申込手続き）</p> <p>第3条 前条の納税者のうち一括納付を行おうとする納税者（以下「一括納税者」という。）は、福岡県<u>自動車税種別割</u>一括納</p>

<p>付申請書（第1号様式。以下「納付申請書」という。）を税務課長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（納付書一覧表等の送付手続）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 税務課長は、納付書一覧表（規則第3号様式その3の6及びその3の7）、<u>自動車税</u>納税通知書（規則第3号様式その3の5）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を添付して、一括納税者に送付するものとする。</p> <p>なお、一括納税者が希望する場合は、交付送達を行うことができるものとする。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>（納税証明書の交付事務）</p> <p>第7条 担当事務所長は、一括納付に係る<u>自動車税</u>納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）については送付を行わないものとする。</p> <p>第8条～第9条 略</p> <p>（後略）</p>	<p>付申請書（第1号様式。以下「納付申請書」という。）を税務課長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（納付書一覧表等の送付手続）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 税務課長は、納付書一覧表（規則第3号様式その3の6及びその3の7）、<u>自動車税種別割納税通知書</u>（規則第3号様式その3の5）及び納付書（規則第17号の3様式その1）を添付して、一括納税者に送付するものとする。</p> <p>なお、一括納税者が希望する場合は、交付送達を行うことができるものとする。</p> <p>第5条～第6条 略</p> <p>（納税証明書の交付事務）</p> <p>第7条 担当事務所長は、一括納付に係る<u>自動車税種別割納税証明書</u>（継続検査用・構造等変更検査用）については送付を行わないものとする。</p> <p>第8条～第9条 略</p> <p>（後略）</p>
---	---

【新】

第1号様式

福岡県自動車税一括納付申請書

福岡県総務部税務課長 殿

私（当社）が所有する自動車について、福岡県自動車税一括納税者納付取扱要領に基づき、下記の事項を確認の上、自動車税の一括納付を申請します。

記

- 1 私（当社）が納税すべき定期賦課分自動車税は、福岡県から送付される自動車税納付書一覧表（以下「納付書一覧表」という。）に基づき、納付書（規則第17号の3様式その1）により納期限までに一括納付担当事務所、又は県税収納機関に納付します。
- 2 納付書一覧表に記載されていない自動車税は、納税通知書により県税収納機関にて納付します。
- 3 一括納付に当たって交付される領収証書については、納付書一覧表に記載されている個々の車両の領収証書は、必要としません。
- 4 一括納付についての自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は、必要としません。

年 月 日

（郵便番号）

住 所

氏 名（会社名）

代表者名

電話番号

印

※氏名を自署する場合は、押印は不要です。

（法人の場合は、押印が必要です。）

【旧】

第1号様式

福岡県自動車税種別割一括納付申請書

福岡県総務部税務課長 殿

私（当社）が所有する自動車について、福岡県自動車税種別割一括納税者納付取扱要領に基づき、下記の事項を確認の上、自動車税種別割の一括納付を申請します。

記

- 1 私（当社）が納税すべき定期賦課分自動車税種別割は、福岡県から送付される自動車税種別割納付書一覧表（以下「納付書一覧表」という。）に基づき、納付書（規則第17号の3様式その1）により納期限までに一括納付担当事務所、又は県税収納機関に納付します。
- 2 納付書一覧表に記載されていない自動車税種別割は、納税通知書により県税収納機関にて納付します。
- 3 一括納付に当たって交付される領収証書については、納付書一覧表に記載されている個々の車両の領収証書は、必要としません。
- 4 一括納付についての自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は、必要としません。

年 月 日

（郵便番号）

住 所

氏 名（会社名）

代表者名

電話番号

印

※氏名を自署する場合は、押印は不要です。

（法人の場合は、押印が必要です。）

【新】

第3号様式

一括納付解約届

年 月 日

福岡県総務部税務課長 殿

住 所

氏 名 (会社名)

代表者名

印

※氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
(法人の場合は、押印が必要です。)

このたび一括納付を取りやめたいので、福岡県自動車税一括納税者納付取扱要領第8条1項の規定により届け出ます。

【旧】

第3号様式

一括納付解約届

年 月 日

福岡県総務部税務課長 殿

住 所

氏 名 (会社名)

代表者名

印

※氏名を自署する場合は、押印は不要です。  
(法人の場合は、押印が必要です。)

このたび一括納付を取りやめたいので、福岡県自動車税種別割一括納税者納付取扱要領第8条1項の規定により届け出ます。